

資料編

資料1 吉川市介護福祉推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 吉川市の介護保険事業及び一般福祉施策の円滑な運営を図るため、介護福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市の介護保険制度の円滑な運営のための提言及び助言に関すること。
- (2) 介護保険事業計画を円滑に推進するため、各年度における利用状況や達成状況の点検・分析・評価に関すること。
- (3) 介護保険事業計画の策定のための提言及び助言に関すること。
- (4) 市の高齢者福祉施策に関する提言及び助言に関すること。
- (5) 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項に規定する地域包括支援センターの設置、運営、評価等に関すること。
- (6) 介護保険法第42条の2第5項、第78条の2第6項、及び第78条の4第5項に規定する地域密着型サービスの運営に関する意見を述べること。

(組織)

第3条 協議会は、委員7名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉関係機関の代表者
- (4) 市民又は市民団体の代表者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員をもって構成し、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 4 会議は、会長が必要と認めるとき、又は会議の決定があったときは、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部いきいき推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののことのほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 12 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 30 日から施行する。

資料2 吉川市介護福祉推進協議会委員名簿

平成26年8月1日から平成28年7月31日

職名	委員名	所属
知識経験者	峯尾 武巳	神奈川県立保健福祉大学教授
医療関係者	中村 信	吉川松伏医師会
	戸張 英男	吉川歯科医師会
福祉関係機関の代表者	大脇 利彦	特別養護老人ホーム ききょう苑施設長
	矢野 義光	特別養護老人ホーム 吉川平成園常務理事
市民又は市民団体の代表者	越川 千春	一般公募
	飯島 芳子	一般公募

(敬称略)

資料3 協議会における計画策定の経緯

年	月 日	議事内容
平成26年	第1回会議 6月26日(木)	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定について ②介護保険制度改正の内容について
	第2回会議 8月28日(木)	①吉川市介護福祉推進協議会委員の委嘱 ②会長・副会長の選任について ③日常生活圏域ニーズ調査結果について ④第6期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画のスケジュールについて
	第3回会議 10月3日(金)	①第5期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について ②地域包括支援センターの実績について ③第6期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
	第4回会議 12月11日(木)	①第6期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案について
平成27年	第5回会議 3月9日(月)	①第6期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)のパブリック・コメントの結果について ②第6期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案について

資料 4 地域包括ケアシステムについて

1. 地域包括ケアシステムとは

「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が住みなれた地域で在宅での暮らしを継続できる社会の実現を目指し、保健サービス(健康づくり)、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーションなどの介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力し、地域住民のニーズに応じた支援を提供する体制です。

2. 地域包括ケアシステムの構成要素

「地域包括ケアシステム」は、「介護」「医療」「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」の5つの構成要素からなり、これら5つの構成要素が相互に関係し、連携しながら高齢者の在宅の生活を支える仕組みです。

3. 構成要素の役割など

【生活支援・福祉サービス】

心身の能力の低下、経済的理由、家族関係の変化などでも尊厳ある生活が継続できるよう生活支援を行うもの。生活支援には、食事の準備など、サービス化できる支援から、近隣住民の声かけや見守りなどのインフォーマルな支援まで幅広く、担い手も多様になります。生活困窮者などには、福祉サービスとしての提供も行われます。

【介護・医療・予防】

一人ひとりの抱える課題にあわせて「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」が専門職によって提供されます（有機的に連携し、一体的に提供）。ケアマネジメントに基づき、必要に応じて生活支援と一体的に提供されます。

【住まいと住まい方】

生活の基盤として必要な住まいが整備され、本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保されていることが地域包括ケアシステム的前提であり、その際、高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住環境が必要となります。

資料5 用語解説

◆ア行◆

- 一次予防事業

地域支援事業に位置づけられた事業で、すべての高齢者を対象に生活機能の維持又は向上に向けた取組みを指す。介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するための介護予防普及啓発事業と、介護予防のためのボランティアなどの人材や、地域活動組織の育成や支援などを行う地域介護予防活動支援事業に分類される。

- 一般高齢者

要介護認定、二次予防事業の対象に該当しない、65歳以上の元気な高齢者のこと。

◆カ行◆

- 介護給付

介護給付は、要介護状態と認定された被保険者に提供される介護サービスまたは介護に関わる費用の支給のことで、主に居宅介護サービス（訪問介護、通所介護）や施設・居住系サービス（特別養護老人ホーム）など。

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者などからの相談に対して、要介護者などがその心身状態に応じて適切な居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを利用できるよう、市町村・事業者・施設との連絡調整を行う者であって、要介護者などが自立した日常生活を営むに必要な援助に関する専門的知識・技術を有する者として、介護支援専門員証の交付を受けた者

- 介護相談員

介護サービス事業所を定期的に訪問し、気軽な雰囲気の中でサービス利用者の日常的な不平・不満又は疑問を聞き、事業者と共に改善の途を探り、苦情に至る事態を未然に防ぐ。また、市民の目を通して、サービスの実態など（良い点・悪い点）を把握し、市に提言を行うことにより、介護サービスの質の向上や市の介護保険行政の円滑な運営に反映させる。

- 介護相談員派遣事業

一定の研修を受けた介護相談員が、市の事業の一環として介護保健施設の訪問などを

行い、利用者とサービス提供事業者との間の橋渡しを行うことによって利用者の疑問や不満・不安の解消を図りつつサービスの質の向上に寄与することを目的として、平成12年度に創設された事業

- 介護福祉士

介護の専門知識と技術を持つことを認定された介護福祉の専門職で、身体的または精神的な障がいがあって日常生活を営むのに支障がある寝たきりの高齢者などに対する入浴・排せつ・食事などの生活上必要な介護を行うほか、その家族への精神面でのフォロー、介護に関する指導を行う。

- 介護保険事業計画

介護保険事業を円滑に実施するため、介護保険法に基づいて市町村が介護保険サービスの提供量や確保策を定めている計画。3年を1期としている。計画に定めるサービス見込み量などに基づき第1号被保険者の保険料を算出する。

- 介護予防給付

介護予防給付は、要支援状態と認定された被保険者に提供される介護サービスのことで、主に居宅介護サービス（訪問介護、通所介護）など。

- 介護予防ケアマネジメント

要介護状態になることをできる限り防ぐために、心身の状態の維持・改善を目指し、介護予防サービスの利用を支援すること。地域包括支援センターの業務の1つ

- 介護予防事業

地域支援事業の1つで、65歳以上の高齢者を対象に介護が必要となる状態を予防することを目的とした事業。65歳以上の方全員を対象とする一次予防事業と、65歳以上の方で特に介護が必要になるおそれの高い方を対象とする二次予防事業に分類される。

- 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防と日常生活支援を総合的かつ一体的に行うため、平成29年4月までにすべての市町村が介護保険法の地域支援事業において実施する事業で、①要支援者と介護予防・生活支援サービス事業対象者が利用する訪問型サービスと通所型サービスなどの「介護予防・生活支援サービス事業」、②全ての高齢者を対象として行う介護予防教室や地域における介護予防の取組みを支援する、「一般介護予防事業」からなる。

- 看護小規模多機能居宅介護

訪問、通い、泊まりを組み合わせた小規模多機能な介護に、訪問看護を加えたもの。増加している医療ニーズの高い高齢者を、在宅で支えていける基盤を強化するためにつくら

れたサービスで、地域包括ケアの要の1つと位置づけられている。これまで「複合型サービス」の名称だったが、平成27年度から「看護小規模多機能型居宅介護」に改称された。

- 基本チェックリスト

25項目の簡単な質問から、心身の状態を把握するもの。生活機能が低下していて介護が必要になるおそれのある高齢者を早期に把握するための基準となる質問表

- ケアプラン（介護サービス計画）

要介護者などが、介護サービスを適切に利用できるように、心身の状況、生活環境、サービス利用の意向などを勘案して、サービスの種類、内容、時間及び事業者を定めた計画

- ケアマネジメント

介護保険制度において、一人ひとりの多様な要求に対応し、各種サービスを調整して適切で効果的なサービスを提供すること。ケアマネジメントの従事者をケアマネジャー（介護支援専門員）と呼ぶ。

- 健康寿命

日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。

- 言語聴覚士

音声障がい・失語症などの言語障がい、聴覚障がいのある人の検査・指導・訓練などを担当する専門職

- 高額介護サービス費

要介護者が居宅サービスと施設サービスに対して支払った自己負担額が、一定の限度額を超えたときに、超えた分が介護保険から払い戻される。ただし、この自己負担額には日常生活費や施設における食費、居住費は含まれない。

- 口腔機能

味わう・食べる・語らう・笑うなど、非常に広い範囲で捉えられ、口の中だけではなく、笑ったり、話したりする時に使う口の周りの筋肉や唇の周りの動きも含まれる。

- 高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合

- 高齢者虐待

高齢者に対して、家族や施設の職員など、高齢者を養護する者から行われる虐待の行為。類型としては、①身体的虐待、②介護、世話の放棄、③心理的虐待、④性的虐待、

⑤経済的虐待がある。

- 高齢者福祉計画

高齢者福祉事業についてサービスの供給量や整備量を定め、その確保策を示す。老人福祉法に基づき市町村が定める。計画期間は3年を1期としている。

◆サ行◆

- 作業療養士

医師の指示のもとに、身体または精神に障がいのある者に対し、手芸、工作その他の作業を行わせ、その応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図る作業療法を行う専門職。OT (Occupational Therapist) ともいう。

- サービス付き高齢者住宅

高齢者の居住の安定確保に関する法律の基準により登録される、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供する、バリアフリー構造の住宅

- 社会福祉協議会

地域の実情に応じて福祉事業を行う民間の自主的組織で、ほぼ全国の都道府県、市町村に設置されている。各種の在宅福祉サービスも提供している。

- シルバー人材センター

「生きがい就労」の理念により、「高年齢者雇用安定法（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律）」を根拠法とし、知事の許可を受け、市町村区域ごとに設立された公益社団法人。臨時的かつ短期的な就労の機会の提供や就労に必要な知識・技術の講習などを行うことを目的としている。

- GPS（ジーピーエス）

(Global Positioning System) 人工衛星から発信される情報を利用して、受信機が地球上のどこにあるのかを知ることができる仕組み

- 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的に、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者

- 生活習慣病

長年の食事、運動、飲酒、喫煙などの生活習慣の積み重ねで起因する病気の総称。高脂

血症、高血圧、糖尿病、心臓病、骨粗鬆症などがあげられる。

- 成年後見制度

認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方など判断能力の不十分な方は、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪質商法などの被害にあうおそれがある。このような判断能力の不十分な方々を保護し支援する制度

◆夕行◆

- 第1号被保険者

市町村の住民のうち65歳以上の者。第1号被保険者の保険料は、市町村ごとに定める所得段階別の保険料を原則年金天引きにより納付する。日常生活において介護を要する要介護状態、日常生活において支障のある要支援状態になったときは、市町村の認定を経て介護保険のサービスが受けられる。

- 第2号被保険者

市町村の住民のうち40歳以上65歳未満の医療保険加入者。第2号被保険者の保険料は、各医療保険者が医療保険料として徴収して一括して納付する。医療保険加入者は、次の医療保険各法による被保険者、被扶養者となる。

（健康保険法／船員保険法／国民健康保険法／国家公務員共済組合法／地方公務員等共済組合法／私立学校教職員共済法）

なお、第2号被保険者のうち特定疾病のため要介護状態・要支援状態となった者については、市町村の認定を経て介護保険のサービスが受けられる。

- 団塊の世代

第2次大戦後、第1次ベビーブームの昭和22年（1947年）～昭和24年（1949年）に生まれた世代（この世代を中心に幅をもたせた言い方もされることがある。）

- 地域支援事業

高齢者が要介護（要支援）状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、市町村が実施する事業。介護予防事業、包括的支援事業、任意事業に分類される。

- 地域包括ケアシステム

高齢者が重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が、一体的に受けられる支援体制のこと。団塊の世代が75歳を超える2025年を目途に、構築を進めて

いく。

- 地域包括支援センター

地域支援事業の包括的支援事業を主に行う機関で、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③権利擁護事業、④包括的・継続的マネジメント事業を行う。

- 地域密着型サービス

平成 18 年（2006 年）4 月の介護保険制度の改正により新たに創設されたサービス体系。要介護者が住みなれた地域で暮らし続けられるように、身近な市町村で提供されるサービス。小規模多機能型居宅介護などがあり、原則当該市町村に居住する市民が利用可能

- 調整交付金

国が市町村に交付する資金で、介護給付と予防給付に要する費用の 100 分の 5。その額は、①要介護など発現率の高い後期高齢者の加入割合の相違、②第 1 号被保険者の負担能力の相違、③災害時の保険料減免などの特殊な場合などを考慮して政令で定められる。

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うサービス。1 つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」がある。

- 閉じこもり

特に病気もないのに、1 日のほとんどを家の中あるいは庭先程度の家の周辺で過ごし、日常生活行動の範囲がきわめて縮小した状態で活動的な生活をしていないこと。

- 特定疾病

40 歳から 65 歳未満の人も、一定の疾患のために介護を要する状態になった場合には、介護保険のサービスを利用することができる。その対象となるがん、関節リウマチなどの 16 の疾病などのこと。

◆ナ行◆

- 二次予防事業

地域支援事業に位置づけられた事業で、二次予防事業対象者が要介護状態などとなることを予防することを通じて、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援する事業。二次予防事業対象者の把握事業、運動器の機能向上・栄養改善・高機能の向上などを目的とした通所型介護予防事業、閉じこもり・うつ・認知機能の低下などの支援

を目的とした訪問型介護予防事業に分類される。

- 日常生活機能

歩行、食事、排せつ、入浴及び着脱衣などの日常生活を独力で営む能力

- 日常生活圏域

高齢者が住みなれた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付など対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したもの

- 任意事業

市区町村が地域の実情に応じて独自に実施する事業のこと。介護する家族を支援する事業や認知症高齢者の見守り事業などが挙げられる。

- 認知症

様々な原因で、脳の細胞の一部が壊れたり、または働きが悪くなることによって、思い出すことや覚えることが難しくなる脳の病気。

主な症状は、脳の委縮によって起こる中核症状（記憶障害、理解・判断力の障害など）と、本人の素因に、周囲の環境などが影響して出現する周辺症状（徘徊、攻撃的になる、うつ状態になるなど）がある。「痴ほう」という用語が、平成 16 年 12 月に変更された。

- 認知症ケアパス

認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れをいう。

自分自身や家族、近所の方が認知症になった場合に、どこでこういったサービスを受けることができるのかの具体的なイメージを持つことができるように認知症の人の生活機能障害の進行にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容などを、あらかじめ、認知症の人とその家族に提示するためのもの。

- 認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を自分のできる範囲で暖かく見守り支えていくボランティア。「認知症サポーター養成講座」を受講した人を「認知症サポーター」と称する。

- 認定率

要介護認定及び要支援認定を受けている者の割合

◆八行◆

- パブリック・コメント

公的な機関が規則などの類のものを制定する時に広く公に意見、情報、改善案などを求める手続き。

- バリアフリー

障がい者を含む高齢者などの社会的弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的に障害を取り除いた事物及び状態を指す。

- 包括的支援事業

高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議などを通じたケアマネジメント支援などを業務とし、地域包括ケアシステム構築へ向けた中核的な機関である地域包括支援センターの体制強化及び、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」に係る事業

- ホームヘルパー

訪問介護員のこと。介護福祉士と共に介護行為を許された「その他政令（介護保険法施行令）で定める者」。ホームヘルパーは講習を受け終了した者に与えられる認定であり、国家資格ではない。

◆マ行◆

- 民生委員・児童委員

地域に存在しながら福祉全般の相談に応じるボランティア。地域住民の生活状態を常に把握して、関係施設と密に連絡を取り合う。推薦により3年任期で、厚生大臣からの委嘱を受けている。

◆ヤ行◆

- 要介護者

①要介護状態にある65歳以上の者、②要介護状態にある40歳以上65歳未満の者で、その原因である身体又は精神上的の障害が、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する初老期における認知症などの特定疾病によって生じたものであるもの。

- 要支援者

①要支援状態にある65歳以上の者、②要支援状態にある40歳以上65歳未満の者で、

その原因である身体または精神上的の障がい、特定疾病によって生じたもの。

◆ラ行◆

- 理学療養士

主に病院やリハビリテーション施設、介護保健施設、介護老人福祉施設などで、医師の指導のもとに、身体に障がいのある人の基本的動作能力の回復を図るため、運動や電気刺激、マッサージ、温熱などの物理的手段を組み合わせる治療を行う国家資格を持つ専門職。PT (Physical Therapist)ともいう。

- リハビリテーション（リハビリ）

身体的・心理的・職業的・社会的に最大限にその能力を回復させるために行う訓練や療法のこと。

- 老人クラブ

地域の高齢者が交流を深め、有意義な生活を送るために自主的に組織した団体でボランティア、スポーツ、趣味などのクラブ活動を通じて、生きがいや健康づくりを行う。

◆ワ行◆

- ワークシート

厚生労働省が示した、介護保険事業計画におけるサービス量の見込みなどの算出手順のこと。

第6期 吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

発行年月：平成27年3月

編集・発行：吉川市

〒342-8501 埼玉県吉川市吉川二丁目1番地1

吉川市健康福祉部いきいき推進課

電話 048-982-5111（代表）

FAX 048-981-5392

ホームページ <http://www.city.yoshikawa.saitama.jp/>



再生紙を使用しています。